

一般社団法人日本健康体操普及連盟 法人賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本健康体操普及連盟（以下本連盟という）の定款に定める賛助会員のうち、法人賛助会員に関する事項について定める。

(定義)

第2条 法人賛助会員とは、本連盟の活動目的に賛同し積極的に本連盟の活動を支援する企業・団体・学校等をいう。

(種類)

第3条 法人賛助会員には、次の種類を設ける。

- (1) 法人一般賛助会員
- (2) 法人特別賛助会員

(会員登録)

第4条 法人賛助会員として入会を希望する場合の手続きは、次の通りとする。

- (1) 入会を希望する企業・団体・学校は、法人賛助会員の目的に同意・承諾の上、所定の申込み手続きを行い、第5条に定める入会金と年間賛助会費を納入した時に会員となる。
 - (2) 法人賛助会員の年間賛助会費の口数は任意とし、上限は設けない。
 - (3) 年度は毎年1月1日から12月末日までとし、7月以降の入会の場合は年間賛助会費を50%引きとする。
 - (4) 一度納入された入会金及び年間賛助会費は、理由の如何にかかわらず返金しない。
- 2 前項の他、本連盟の理事会が認めた場合は、法人賛助会員として登録することができる。

(入会金、賛助会費)

第5条 法人賛助会員の入会に必要な諸費は、次の通りとする。

- (1) 法人一般賛助会員 ア. 入会金 50,000円
イ. 年間賛助会費 1口、50,000円以上
- (2) 法人特別賛助会員
ア. 入会金 免除
イ. 年間賛助会費 5口、250,000円以上

(支払方法)

第6条 入会金及び年間賛助会費は、本連盟の指定する金融機関に振り込むものとする。

(特典等)

第7条 法人賛助会員の特典は別に定める内容の他、本連盟と協議の上、特別に設けることができる。

(会員資格の更新)

第8条 法人賛助会員の有効期間は毎年1月1日から12月末日までとし、当該年度分の年間賛助会費が納入された時点で会員資格の更新とする。

(会員資格の喪失及び退会)

第9条 法人賛助会員は、次の事項に該当する場合に会員資格の停止又は喪失する。

- (1) 所定の方法により退会の手続きを行い、本連盟が退会を認めたとき。
- (2) 会員として相応しくない行為があり、本連盟の名誉を著しく毀損した場合。
- (3) 本連盟の団体名又はその他関連する名称で、本連盟の活動目的に反する行動又は無関係な行動を行った場合。
- (4) その他、倫理規程に定める違反行為があった場合。

(届出事項の変更)

第10条 法人賛助会員は、本連盟に届出た法人名、住所、電話番号等の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本連盟に届け出なければならない。

(協議事項)

第11条 本連盟と法人賛助会員のどちらかに予期せぬ問題やトラブルが生じた場合は、双方で誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附則 1. この規程は、平成 27 年 11 日より施行する。